



## 「信州の宿 宿泊延期割」の詳細についてご案内いたします

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、集中対策期間等の県内宿泊旅行を延期した方を対象に「信州の宿 宿泊延期割」を実施します。事業の詳細が決定しましたのでご案内いたします。

### 【割引対象者】

令和3年9月3日（金）～20日（月・祝）※の対象施設での宿泊予約について、下記割引利用期間内への変更（延期）を申し出た方

※新型コロナウイルス感染状況により期間が変更となる場合があります。

### 【割引額】

一人1泊あたり3,000円 ※1事業者あたり500人泊を上限とします。

### 【割引利用期間（予定）】

令和3年10月4日（月）～12月28日（火）、令和4年1月10日（月）～31日（月）

※新型コロナウイルス感染状況により期間が変更となる場合があります。

### 【対象事業者】

県内宿泊事業者 ※対象事業者となるには登録が必要です。登録は以下のホームページから。

### 割引利用時の留意事項

- ・県が行う宿泊割事業「県民応援前売割」「信州割 SPECIAL」との併用はできません。
- ・市町村が行う宿泊割事業との併用は妨げませんので、併用の可否は各市町村にご確認ください。

事業の詳細や最新情報、事業者登録は、以下のホームページからご覧ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kankoshin/syukuhakuenkiwari.html>



### 信州版「新たな日常のすゝめ」



新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

長野県観光部 観光誘客課

（課長）丸山 祐子 （課長補佐）飯田 史晴

（担当）山口 史靖、丸山 勇紀、水越 大樹

電話：026-235-7231

FAX：026-235-7257

E-mail：shikitabi@pref.nagano.lg.jp



## 「信州の宿 宿泊延期割」のご案内



新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、「命と暮らしを救う集中対策期間」等の県内旅行を延期した方を対象に「信州の宿 宿泊延期割」を実施します。

感染拡大期の旅行を延期することにより、改めて県内の旅行をお楽しみいただくことができます。

### 事業の内容

対象期間の宿泊予約を延期した旅行者を対象に、予約した宿泊施設で次回の宿泊時にご利用いただける宿泊割引を実施します。

#### 【対象事業者】

県内宿泊事業者 ※対象事業者となるには登録が必要です。参加条件等詳細は次ページをご覧ください。

#### 【割引対象者】

令和3年9月3日（金）～20日（月・祝）※の対象施設での宿泊予約について、下記割引利用期間内への変更（延期）を申し出た方

※新型コロナウイルス感染状況により期間が変更となる場合があります。

※予約日の変更（延期）は、宿泊日の3日前までに宿泊施設へ連絡するようお願いします。

※宿泊延期割の対象となる条件であっても、宿泊約款に基づきキャンセル料が発生する場合があります（宿泊延期割は、キャンセル料の免除を保証するものではありません）

#### 【割引額】

一人1泊あたり3,000円 ※1事業者あたり500人泊を上限とします。

#### 【割引利用期間（予定）】

令和3年10月4日（月）～12月28日（火）、令和4年1月10日（月）～31日（月）

※新型コロナウイルス感染状況により期間が変更となる場合があります。

#### 割引利用時の留意事項

- ・県が行う宿泊割事業「県民応援前売割」「信州割 SPECIAL」との併用はできません。
- ・市町村が行う宿泊割事業との併用は妨げませんので、併用の可否は各市町村にご確認ください。



## 事業者登録について

本事業への参加を希望する事業者は、下記による登録が必要です。

### ア 参加条件（下記のいずれにも該当する必要があります）

- ・ 県内宿泊事業者（旅館業法第3条第1項又は住宅宿泊事業法第22条第1項の許可事業者）
- ・ 「信州の安心なお店認証制度」の認証を受けている者（申請中含む）。
- ・ 宿泊者に対し、信州版 新たな旅のすゝめの「安心旅人宣言カード」の提示や携行など感染防止の協力を依頼できる者。
- ・ 事務局との間に生じるすべての手続きにおいて日本語で対応することができ、登録完了後に速やかに事業実施が可能であること。
- ・ 申込事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、長野県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団人等に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。  
また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団等の反社会的勢力が、申込事業者の経営に事実上参画していないこと。
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業を営んでいないこと。

### イ 事業者登録方法

以下の URL から、電子申請にてお申込みください。

<https://shinsyu-syukuhakuenki.jp/shinsei/>

- ・ 電子申請での登録申込みができない場合は、下記問合せ先までご連絡ください。

### ウ 申込期間

令和3年9月3日（金）16時～令和3年9月20日（月・祝）24時

※申込期間を過ぎての事業者登録はできません（補助対象となりません）ので、必ず申込期間内に事業者登録の申請を行ってください。

※事業者登録前に、予約の変更（延期）を受付けていただくことは可能です。

※予約の変更を受付けた後、割引を適用する予定のお客様を台帳にて管理してください（台帳には、割引ご利用予定者の、氏名・住所・連絡先、当初の予約日を記載してください）。

### エ 登録完了通知

電子申請での申込み後、登録完了通知とマニュアルをメールで送付します。

※登録完了通知が届いていることを必ずご確認ください。登録完了通知が届かない場合は正しく登録されていない場合がありますので、下記問合せ先までご連絡ください。

#### ■問合せ先

長野県観光部観光誘客課 「信州の宿 宿泊延期割」担当

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

TEL 026-235-7231（受付時間 平日 9:00～17:00）

FAX 026-235-7257 E-mail shikitabi@pref.nagano.lg.jp

事業の詳細や最新情報は下記 URL からご確認ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kankoshin/syukuhakuenkiwari.html>